



平成22年2月26日

各 位

会 社 名 東海観光株式会社
代表者名 代表取締役社長 ホーン・チョン・タ
(コード：9704、東証第一部)
問合せ先 財務経理管掌取締役 宍戸佐太郎
(TEL. 03-5488-1010)

ストックオプションとして新株予約権を発行する件

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の取締役、監査役及び従業員に対し、ストックオプションとして新株予約権を発行すること、募集事項の決定を当社取締役会に委任すること、並びに会社法第361条及び第387条の規定に基づき、当社取締役及び監査役に対する報酬等として新株予約権を付与することについて承認を求める議案を、下記のとおり、平成22年3月30日開催予定の当社第72回定時株主総会に付議することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社では従来、業績向上や企業価値向上に対する意欲を高めることを目的として取締役、監査役及び従業員を対象としたストックオプションとしての新株予約権の発行を定時株主総会のご承認に基づいて実施して参りましたが、今後につきましても業績向上及び企業価値向上への意欲や士気を一層高めることを目的として、ストックオプションとして新株予約権を発行するものであります。

2. 新株予約権の要領

(1) 新株予約権の割当を受ける者

当社の取締役、監査役及び従業員

(2) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式3,080,000株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行うときは、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転を行う場合、その他株式の数の調整を必要とする場合、当社は合理的な範囲内で必要と認める株式の数の調整を行う。

(3) 新株予約権の数

3,080個を上限とする。(新株予約権1個当たりの目的たる株式の数は、当社普通株式1,000株とする。)

ただし、当社が株式分割等を行った場合は、上記(2)と同様の調整を行うものとする。

(4) 新株予約権と引き換えに払い込む金額

金銭の払い込みを要しないものとする。

(5) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に当該新株予約権の目的となる株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)における株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切上げ)とする。ただし、当該金額が割当日の前日の終値(取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、後者の価額とする。

なお、割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times (1 \div \text{分割・併合の比率})$$

なお、割当日後、当社が時価を下回る価額で新株式を発行または自己株式を処分する場合（新株予約権または新株予約権の行使による場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は、切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に、それぞれ読み替えるものとする。

更に当社が合併、吸収分割、新規分割、株式交換または株式移転を行う場合、その他行使価額の調整を必要とする場合、当社は合理的な範囲内で必要と認める行使価額の調整を行う。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

割当日後平成22年5月1日から平成27年4月30日までの期間で取締役会において定める期間。

(7) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当を受けた者が、自己都合により辞任及び退職した場合には、新株予約権を行使できない。
- ② 対象者は、新株予約権行使時において、当社、当社子会社または当社関連会社の取締役、監査役、従業員、その他これに準ずる地位にあることを要する。
- ③ 対象者が前述②の地位を喪失した場合にあっても、以下の各号に定める事由に基づく場合は、前項にかかわらず、新株予約権を行使できるものとする。
 - (i) 対象者である当社の取締役及び監査役、当社子会社または当社関連会社の取締役及び監査役が、任期満了を理由に退任した場合
 - (ii) 対象者である当社及び当社子会社の従業員が、会社の都合により転籍した場合
 - (iii) 対象者である当社及び当社子会社の従業員が、定年退職した場合
 - (iv) 対象者である当社及び当社子会社の従業員が、会社都合または業務上の疾病によって解雇された場合
- ④ 新株予約権の質入、その他処分は認めない。
- ⑤ その他の条件については、本株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

(8) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要するものとする。

(9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①に記載の資本金等増加限度額から、①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(10) 新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものとする。

3. 取締役及び監査役の報酬等の具体的な算定方法

上記ストックオプションとして発行する新株予約権のうち、当社取締役に付与する新株予約権は1,600個、当社監査役に付与する新株予約権は390個、をそれぞれの上限とする。

当社取締役及び監査役への新株予約権の割当は、その額が確定していない報酬等に該当し、その報酬等の算定方法については、新株予約権の割当日において想定した新株予約権1個当たりの公正価格に、当社取締役及び監査役に割当てる新株予約権の総数を乗じるものとする。新株予約権1個当たりの公正価格とは、新株予約権の割当日の株価及び行使価額等の諸条件をもとにブラック・ショールズ・モデル等の株式オプション価格算定モデルを用いて算定した公正な評価単価に基づくものとする。

(注) 上記の内容については、平成22年3月30日開催予定の当社第72回定時株主総会において、「ストックオプションとして新株予約権を発行する件」が承認されることを条件としております。

以上